

電気工事士法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(本則)

○電気工事士法施行令(昭和三十五年政令第二百六十号)

..... 1

改正案	現行
<p>（電気工事士試験）</p> <p>第七条 電気工事士試験（以下「試験」という。）は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験（以下「学科試験」という。）及び技能試験の方法により行う。</p> <p>（学科試験）</p> <p>第八条 学科試験は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（学科試験の免除）</p> <p>第九条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和七年逓信省令第五十四号）により電気事業主任技術者の資格を有する者に対しては、その申請により、第一種電気工事士試験の学科試験を免除する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、第二種電気工事士試験の学科試験を免除する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>3 学科試験に合格した者に対しては、その申請により、次回のその合格した学科試験に係る試験と同一の種類の試験の学科試験</p>	<p>（電気工事士試験）</p> <p>第七条 電気工事士試験（以下「試験」という。）は、筆記試験及び技能試験の方法により行なう。</p> <p>（筆記試験）</p> <p>第八条 筆記試験は、次の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について行う。</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（筆記試験の免除）</p> <p>第九条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状、同項第二号の第二種電気主任技術者免状若しくは同項第三号の第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者又は旧電気事業主任技術者資格検定規則（昭和七年逓信省令第五十四号）により電気事業主任技術者の資格を有する者に対しては、その申請により、第一種電気工事士試験の筆記試験を免除する。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、第二種電気工事士試験の筆記試験を免除する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>3 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回のその合格した筆記試験に係る試験と同一の種類の試験の筆記試験</p>

験を免除する。

(技能試験)

第十条 技能試験は、当該試験の学科試験の合格者又は前条の規定により学科試験を免除された者に対し、第八条第一項の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目の範囲内において、経済産業省令で定めるところにより、必要な技能について行う。

(受験手続等)

第十一条 試験を受けようとする者は、受験願書に写真を添えて、経済産業大臣が試験を行う場合にあつては受験地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては指定試験機関に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項の規定により第一種電気工事士試験の学科試験の免除を申請する者にあつては同項に規定する者であることを、同条第二項の規定により第二種電気工事士試験の学科試験の免除を申請する者にあつては同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

2  
(略)

験を免除する。

(技能試験)

第十条 技能試験は、当該試験の筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対し、第八条第一項の表の上欄に掲げる試験の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる科目の範囲内において、経済産業省令で定めるところにより、必要な技能について行う。

(受験手続等)

第十一条 試験を受けようとする者は、受験願書に写真を添えて、経済産業大臣が試験を行う場合にあつては受験地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に、指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては指定試験機関に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項の規定により第一種電気工事士試験の筆記試験の免除を申請する者にあつては同項に規定する者であることを、同条第二項の規定により第二種電気工事士試験の筆記試験の免除を申請する者にあつては同項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を添付しなければならない。

2  
(略)